古河第二中学校　いじめ防止基本方針

はじめに

教育は、生徒一人一人が人格の完成を目指し、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、国家及び社会の形成者としての資質を育成するとともに、その可能性を開花させることが目的である。特に、中学校教育は、人生への扉を開く鍵に他ならない。人生に踏み入る鍵の開け方の基礎・基本を教えるのが学校の役割であり、生徒が将来に夢を持ち、堂々と社会を生き抜く力を身に付けさせることが、学校の責務である。したがって、学校はあらゆる場面において生徒に感動を与え、生徒が将来への夢と希望にあふれ、意欲・気力・活力に満ちた場でなければならない。

しかし、学校教育のみならず「いじめ問題」は社会全体の課題である。また、近年のインターネットの普及により、新たないじめも生じ、複雑化・潜在化している現状にある。また、いじめはどの生徒においても起こり得る可能性があり、状況によっては、生命に関わる重大な事態を引き起こす可能性さえある。全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ対策に取り組むことが求められている。

本校においても、いじめの問題は人権に関わる重大な問題と捉え、教育の根幹に人権教育を据え、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識と考え方を示すとともに、具体的な手立てや対応の在り方等も加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するために、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び、「茨城県いじめ防止基本方針」を基に「学校いじめ防止基本方針」を定めた。

1　いじめとは

○いじめ防止対策推進法より

> 第２条　「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要

※いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対応チーム等の校内組織を活用して行う。

※インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は当該いじめに関わる情報の削除を求め、又は発信者情報の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

○　いじめの深度レベル

レベル１	１対１の比較的軽度な言葉によるからかいや無視等
レベル２	数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間外れ、無視
レベル３	レベル２が継続する。蹴る、叩く、足をかける、物かくし等、精神的苦痛を伴う実害がある
レベル４	長期間の集団無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせる等、重度の実害発生 いじめによる不登校、転校を保護者、本人が検討
レベル５	万引強要、けがを伴う暴力、恐喝、窃盗、PTSD と診断される、自傷行為、死を語る

○具体的ないじめの様態

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団による無視をされる。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。　等

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

○いじめ防止対策推進法が定める義務者と義務の内容

	義務者	義務の内容
第５条	国	いじめ防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務
第６条	地方公共団体	国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務
第７条	学校の設置者	設置する学校における、いじめ防止等のために必要な措置を講ずる責務
第８条	学校及び 学校の教職員	当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関と連携しつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務
第９条	保護者	保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める 保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護する 国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める ※但し、保護者に責務があるからといって学校等の責務を軽減するものではない

2　いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

いじめを受けた生徒の心や身体を深く傷つける。重大な人権侵害行為である。本校では、学校の内外を問わず、すべての生徒が「いじめをしない、させない、見逃さない、許さない学校」をめざし、学校教育活動全体を通して道徳心を養い、規範意識を高め、他者を思いやる心情を育てる。「いじめは人間として絶対に許されない行為」という意識を生徒に徹底させ、未然防止、早期発見、早期対応に努め、学校の内外を問わず、いじめの解消に組織的に取り組む。

いじめを認知した場合(疑われる場合)は、いじめを受けた生徒の生命や身体を保護することが重要であることから、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他関係者の連携の下、社会全体で取り組む。本人の心情に寄り添いながら保護者・関係機関との連携を図り、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に全力で取り組む。

3　いじめ防止対策の基本的な考え方

（1）いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全職員で示す。

①　教職員の気付き

生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気付きが大切。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒と場を共にすることが必要で、生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

②　実態把握

生徒の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要。生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する子供の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間適切な引き継ぎを行う。

（2）いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

（3）いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切。いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく早期に適切な対応をする。

（4）特に配慮が必要な生徒への対応

・発達障害を含む、障害のある生徒
・精神的疾患に罹患し又はそのおそれのある生徒　（希死念慮を示す者などを含む）
・性同一障害や性的指向、性自認に係わる生徒
・言語や文化等の面で学校生活になじみにくさを抱えるおそれのある生徒　（海外から帰国した者、外国籍の者、保護者が外国籍である者など）
・家庭環境等に特別な事情のある生徒　（虐待や貧困など）
・社会的状況等を背景として配慮を要すると認められる生徒　（東日本大震災により被災した者、原子力発電事故により避難している者、感染症の罹患等に係わる者など）
・他校から転入してきている生徒

上記の生徒を含め、学校として、特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うように努める。

（５）いじめへの対処

いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて教員ひとりで抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要。また、いじめの再発防止をするために、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

（６）家庭と地域との連携

ＰＴＡの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やホームページ、学校・学年・学級だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。また、学校運営協議会(コミュニティスクール)を活用するなど、いじめの問題について、地域、家庭と連携した対策を推進していく。

（７）関係機関との連携

学校や教育委員会において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所との適切な連携を図るため、平素から学校や関係機関の担当者との情報の共有体制を築くことが大切である。

４　いじめ防止等の対策のための組織

（１）校内の組織（いじめ防止、いじめの早期発見、早期対応のための組織）

①　学年会（各学年職員）

週１回程度実施し、各クラスの生徒の情報交換を行い、学年職員で生徒の現状や今後の指導について協議を行う。

②　生徒指導部会（教頭、生徒指導主事、児童支援加配教員、養護教諭、特別支援コーディネーター、各学年生徒指導担当）

週１回実施し、各学年から出された情報をもとに協議し、今後の指導方針をたてる。

③　いじめ防止対策委員会(校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、児童支援加配、養護教諭、保健主事、各学年主任、特別支援教育コーディネーター)

月１回実施し、生徒の情報交換を行う。定期的ないじめアンケート結果の報告及び取組内容の報告・連絡・相談を行い、今後の指導方針を決定する。いじめ事案が発生した場合には、担任または部活動担当者などの関係者をいれて会議を行う。

④　学校いじめ対策組織

「いじめ防止対策推進法第２２条」に基づき、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、教職員・ＳＣ等により構成される学校いじめ対策組織を設置する。

（【図 学校いじめ対策組織】参照）

⑤　情報集約担当者(児童支援加配教員)

学校いじめ対策組織において情報共有と調査方法等の確認を行う役割の中心となる情報集約担当者を配置する。

⑥　学校いじめ調査委員会

学校いじめ対策組織の下部組織として、学校いじめ調査委員会を設置する。この組織は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

（【図 学校いじめ対策組織】参照）

【図　学校いじめ対策組織】

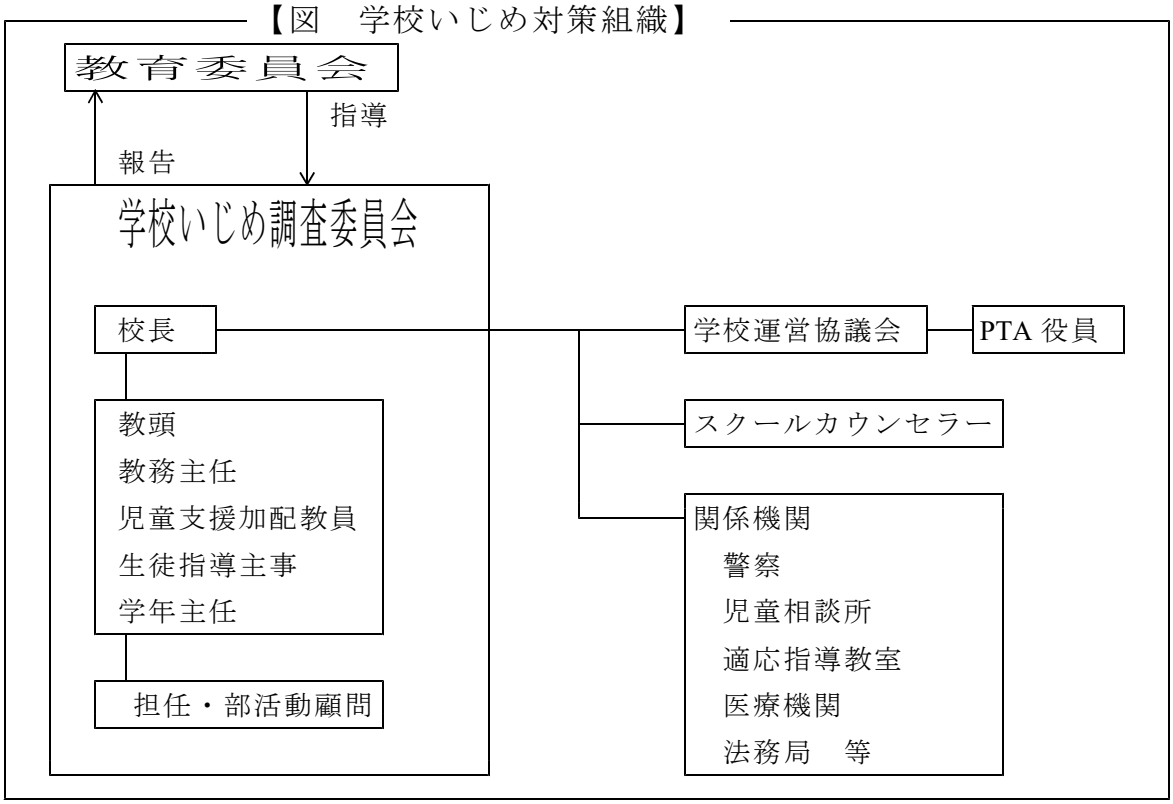

5　いじめの未然防止の取組

（1）基本的な考え方

いじめ問題においては、「いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景を、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的な取組を計画・実施する必要がある。

（2）いじめ防止のための取組

普段からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、以下の①から⑧のようないじめ問題について基本的な認識を持たせる。

① いじめはどの生徒にも、どの学級・学校にも起こり得るものである。
② いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
⑤ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

また、いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、教職員が生徒に愛情をもち、配慮を要する子供を中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開していく。これにより、生徒に自己存在感や充実感を与えることができる。その上で、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞ

れの違いを認め合う仲間づくりを行う。

いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言動が、子供を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解しておく必要がある。また、教職員の温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒を大きく変化させることも理解しておかなければならない。

わかりやすい授業づくりを進めるために、教職員間で互いの授業を見学し合い、意見交換をしていくとこが大切である。それには、互いに尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気も大切である。その上で、全ての生徒が参加・活躍できるように授業を工夫していく。

生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしていき、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育んでいく。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係を築いていくことが大切である。

自己有用感や自己肯定感を育む取組として、授業や行事において、生徒を認める声かけを多くしていくことが大切である。そのためには、生徒一人一人の様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないようにする。

生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳の授業において具体的な事例を紹介し、自分がその場においてどのような行動をとるべきか、また、いじめに発展しないためにはどうすべきか等を考えさせていく。

6　いじめの早期発見の取組

（1）基本的な考え方

いじめの特性として､いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが大切である。担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

（2）早期発見のための取組

①　実態把握のために、アンケート調査を毎月実施し、その内容をもとに教育相談を実施する。

②　学年会及び生徒指導部会で気になる生徒の情報を共有し､より大勢の目で当該生徒を見守る。

③　様子に変化が見られる場合には教師が積極的に働きかけを行い、生徒に安心感を持たせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談などの面談で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

④　保護者会等で、保護者に対して学校の相談体制及び相談窓口を広く周知する。また、保護者からの訴えは複数で対応し､訴えを否定せずいじめの疑いがあるものとして傾聴し､記録する。

⑤　教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いは個人情報保護者法に沿って適切な管理する。また、生徒指導主事、情報集約担当者に直ちに報告する。

7　いじめの早期解決の取組

（1）基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事象をみるとき、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当該者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当該者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

（2）いじめの発見・通報を受けた場合の対応

いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。対応の手順及びポイントは、以下のとおりとする。

①　調査方法の確認と認知

ア　事実確認等の調査は、生徒指導主事、情報集約担当者や教育相談担当等が中心となり、計画的かつ組織的に実施する。

イ　生徒からの聴き取りは、性別や背景等に応じた適切な配慮を行い、原則複数名で行う。また、複数の生徒が関係する場合、聴き取った内容の整合性を確認する。

ウ　事実確認段階では、決していじめか否かの判断や説諭等は行わない。最後まで傾聴し、主観を挟まずに客観的事実を記録することで中立性を確保する。

エ　収集した事実は、学校いじめ調査委員会で整合性等を確認する。

オ　事実確認後は、速やかに家庭訪問等を行い、丁寧に説明する。

②　対応方針の決定

ア　対応方針は、学校いじめ対策組織で検討後、校長が対応方針の最終的な決定及びいじめか否かの最終的認知を法の定義に基づいて行う。

イ　対応方針の決定後は、速やかに生徒及び保護者に説明し、解決に向けた理解と協力を得る。その際、被害生徒及びその保護者に対して「守り抜く」姿勢を示す。

ウ　心身の苦痛を与えた行為が犯罪として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇なく警察と連携し対応する。

③　解消に向けた取組

ア　支援・指導は、事案に応じて関係機関や専門家等の助言を得ながら、計画的組織的に実施する。

イ　関係保護者に対しては、支援・指導の進捗状況や見通し等について適切に情報提供する。

④　いじめ解消の判断

いじめ解消の判断は、学校いじめ対策組織で総合的に検討し、校長が判断する。その際、次の条件が満たされていることに留意する。

ア　いじめに係る行為が少なくとも３ヶ月止んでいる。

イ　被害生徒が心身の苦痛を感じていない。

8　いじめの防止等のためのＰＤＣＡサイクルの確立

いじめの防止等のために学校が行った取組について、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（アンケートや個人面談・保護者面談の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける等、ＰＤＣＡサイクルを確立していく。そのために、本基本方針をＰＴＡ会長や学校運営協議会員にも提示し、内容検討等を行う。また、本校のホームページ掲載するとともに、年度当初のＰＴＡ総会等で保護者にも示す。

いじめ早期発見・事案対処マニュアル

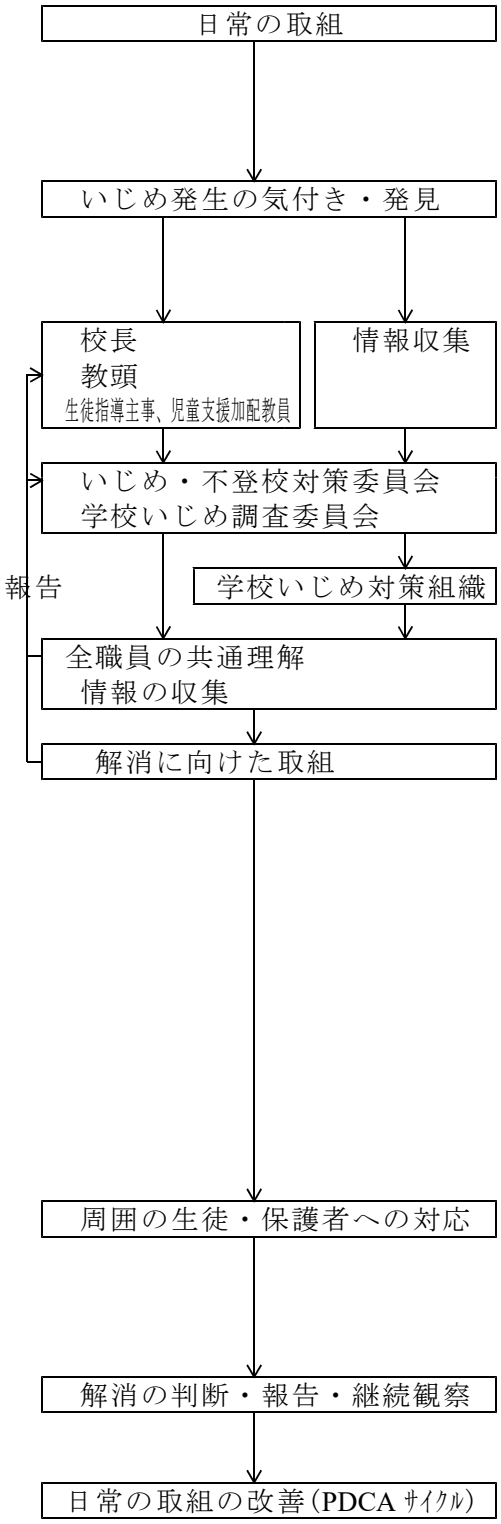

①　学校の対応組織づくり
○いじめ・不登校対策委員会
○学校・家庭・地域の連携

②　日常的な取組
○学習ノートや日常の観察、教育相談とによる生徒理解

③　早期発見のための取組
○定期的なアンケート等による実態把握
○教育相談
○欠席者への電話連絡

④　正確な情報収集と分析、情報の共有
○生徒からの聞き取り、保護者からの聞き取り等による情報の共有化

⑤　対応方針の決定(組織的な対応)
○学年・生徒指導部による対応の検討
○いじめ・不登校対策委員会及び調査委員会による対応の検討
○学校いじめ対策組織で検討する
○職員会議による共通理解・共通実践
○対応に関する全職員の認識と意思統一、関係機関との連携
○週１回実施

⑥　解消に向けた取組
○いじめられた生徒・保護者への対応
・誠意をもって適切な情報を提供
・「守り抜く」という姿勢で安心感と信頼を得るよう努める
○いじめた生徒・保護者への対応
・自分の言動が相手を傷つけていることの気づかせ、反省を促す
・保護者へ正確な情報を適宜提供し、誠実な対応に努め、理解を得る
○関係機関との連携
・ケースによってスクールカウンセラーと連携し、心のケアを行う

⑦　周囲の生徒・保護者への対応
○ PTA との連携
・正しい情報を提供し、協力を依頼する。
○報道機関への対応
・窓口を一本化、教育委員会の指導を受けながら対応

⑧　解消の判断
○関係者・関係機関への適切な報告
○長期間の継続観察（３ヶ月を目安）

⑨　事例分析後、改善策の検討及び立案

9　学校いじめ防止プログラム

（1）年間の取組について検証を行う時期

1学期 ・方針についての説明 ・取組の状況把握 ・1学期の取組分析 ・2学期に向けて	⇒	2学期 ・2学期の取組 ・取組の状況把握 ・2学期の取組分析 ・3学期に向けて	⇒	3学期 ・3学期の取組 ・取組の状況把握 ・3学期の取組分析 ・1年間のまとめ

（2）取組の評価、会議、校内研修等の実施時期

①いじめ防止基本方針の説明（4月）

②生徒理解（月に1回）

③アンケート実施及び教育相談の実施

④いじめ・不登校対策員会（毎週の火曜日）

（3）いじめの未然防止、いじめの早期発見の取組年間計画

	1年	2年	3年	学校全体
4月	（未然防止の取組） 小中連絡会からの情報及び面談等から得られた情報の共有	（未然防止の取組） 前学年からの情報及び面談等から得られた情報の共有		（未然防止の取組） 生徒指導部会及び心サポート委員会により年間計画の確認及び各学年の課題の洗い出し
5月	（早期発見の取組） 道徳教育実施 生活アンケート実施 教育相談			（早期発見の取組） 道徳教育実施 生活アンケートの内容及び実施方法、教育相談計画の検討 早期発見に向けた取組
6月	（未然防止の取組） 人権教育実施 生活アンケート実施 命を大切にする心を育む指導プログラムの実施 （未然防止・早期発見の取組）			（未然防止の取組） 心のきずなを深める月間 生活アンケートの内容検討及び実態把握、いじめ根絶に向けた取組 命を大切にする心を育む指導プログラムの実施（未然防止・早期発見の取組）
7月	情報モラル教育実施 1学期の反省 生活アンケート実施			情報モラル教育計画・実施 生活アンケート実態把握
8月	（早期発見の取組） 部活動及び学習会での生徒実態把握 三者面談で得られた情報			（早期発見の取組） 部活動でのいじめの対応
9月	（早期発見の取組） 夏期休業中の生徒の状況把握 2学期のスタートに向けて（作文等）			（早期発見の取組） 夏期休業中の生徒の状況把握 学年・生徒指導による生徒把握

	1年	2年	3年	学校全体
１０月	（未然防止の取組） 情報モラル教育実施 生活アンケート実施			（未然防止の取組） 情報モラル教育計画・実施 生活アンケートの内容検討及び実態把握
１１月	（早期発見の取組） 生活アンケート実施			（早期発見の取組） 生活アンケート結果集約及び今後の検討
１２月	（未然防止の取組） 生活アンケートの実施 道徳・人権教育の実施 命を大切にする心を育む指導プログラムの実施 ２学期の反省			（未然防止の取組） 生活アンケート結果集約及び今後の検討 道徳・人権教育の計画・実施 命を大切にする心を育む指導 プログラムの実施計画
１月	（早期発見の取組） 生活アンケートの実施 冬季休業中生徒の状況把握 ３学期のスタートに向けて（作文等）			（早期発見の取組） 生活アンケート結果集約及び今後の検討 冬季休業中の生徒の状況把握取りまとめ 学年・生徒指導による生徒把握
２月	（未然防止の取組） 道徳・人権教育の実施 性教育・情報モラル教育の実施 生活アンケート実施 教育相談			（未然防止の取組） 道徳・人権教育の実施 性教育・情報モラル教育の実施 生活アンケートの内容検討及び把握
３月	（早期発見の取組） 生活アンケート実施 教育相談 １年間のまとめ			（早期発見の取組） 生活アンケートの内容及び実施方法、教育相談計画の検討 次年度に向けて、課題の洗い出し

※生活アンケート（いじめだけでなくさまざまな悩みも含む）は毎月実施する。実施後、気になる生徒を中心に教育相談を実施する。

※この計画が計画通りに実施されているか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画を見直し等はいじめ・不登校対策委員会で実施する。

※「いじめ対応セルフチェックシート（教職員用）」も活用する。

１０　ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性により危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。未然防止には、生徒のパソコンやスマートフォン等を管理する保護者と連携して取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話の使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害は犯罪、法律違反など、事案によって警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

（１）ネット上のいじめとは

パソコンやスマートフォン等を利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷をインターネット上のＷｅｂサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

※トラブルの事例

・メールでのいじめ
・ブログでのいじめ、チェーンメールでのいじめ
・ＳＮＳから生じたいじめ
・動画共有サイトでのいじめ
・学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ

（２）未然防止のために

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

ネット上でのいじめ防止に向けた取組（情報モラル教育をもとに）

①　各教科の取組

情報モラル教育を進めるために、教科「技術・家庭科」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・技能を学習する機会を設ける。また,「学活・道徳」等において、情報モラル教育の学習を実施する。

②　生徒・保護者向けの情報モラル教育の実施

ＰＴＡ総会や学期ごとの学年ＰＴＡ等を利用し、情報モラル教育の資料を共有する。また、生徒向けに全校集会及び学年集会、学級の朝の総合の時間等を利用し、学期に１回以上、情報モラル教育の学習を実施する。

（３）早期発見・早期対応のために

書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応を生徒、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要。

（４）ネット上のいじめへの対応について

①　ネット上の不適切な書き込み等があった場合は、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。

②　書き込みの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や警察等、外部機関と連携して対応する。

１１　重大事態対応マニュアル

いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害があるときや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合、その被害の深刻さを十分に理解したうえで、いじめの被害者に寄り添い、慎重かつ丁寧に対応しなければならない。

平成 29 年３月にいじめの重大事態への対応について、学校の設置者又は学校が「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針」等に則って適切に調査を実施できるよう「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が文部科学省により策定されました。

→令和６年８月改訂

（１）「重大事態」とは

「重大事態」は法、基本方針及びガイドラインにおいて、次のように定義されている。

・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
※被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」をむ。

いじめの定義について(再確認)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【法第２条第１項】

【いじめの定義の４つのポイント】

①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
③AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
④Bが心身の苦痛を感じていること

いじめの対応は、大きく以下の２つがポイントとなる。

・日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力
・学級担任等が抱え込まず、「学校いじめ対策組織」で迅速かつ的確に対応

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものであり、事案によっては、重大事態に至るおそれがあることを常に意識して対応に当たることが求められる。

（２）「重大事態」の判断

・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

・被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。

※被害児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性がある

ことから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

①「生命心身財産重大事態」に関わる判断

「生命心身財産重大事態」に該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談をし、慎重かつ丁寧に判断する。

「心身に重大な被害が生じたこと」における心身への被害については、いじめを認知し、対応を行った後も、当該生徒の様子を継続的にきめ細かく観察するなど丁寧な対応を図る。

被害生徒が、いじめの事案で退学・転校した場合は、退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当し、適切に対応する。

②「不登校重大事態」に関わる判断

欠席の相当の期間とは、年間 30 日が目安。「不登校重大事態」に該当するか否かの判断は、欠席期間が 30 日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、「生命心身財産重大事態」と同様に、「不登校重大事態」についても、該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談をし、慎重かつ丁寧に判断する。

欠席の日数が 30 日になった時点で、重大事態であると判断し、対応を始めると、調査委員会の設置等に時間がかかることから、対応が遅れることになり、一定期間連続で欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する。

【ガイドラインによる事例】

① 児童生徒が自殺を企図した場合

・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

② 心身に重大な被害を負った場合

・リストカットなどの自傷行為を行った。
・投げ飛ばされ脳震盪となった。
・暴行を受け、骨折した。
・殴られて歯が折れた。
・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
・心的外傷後ストレス障害と診断された。
・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

③ 金品等に重大な被害を被った場合

・複数の生徒から金銭を強要され、総額１万円を渡した。
・スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

・欠席が続き（重大事態の目安である 30 日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

【不登校重大事態の例示】

⑤ いじめにより相当の期間欠席を余儀なくされた場合

・いじめを認知し、解消に向けて校内において組織的に取り組んでいる段階であるが、被害児童生徒の欠席が継続又は断続的に続いている。
・一定期間連続で欠席しており、学校ではいじめを認知していないが、児童生徒・保護者から「いじめがあり、学校に行きたくない」との申立てがあった。

（３）「重大事態」への対応

発生報告

↓ ・重大事態が発生した旨を、古河市長へ報告しなければならない。

調査

↓ ・古河市教育委員会又は古河第二中学校に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

情報提供

↓ ・当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

調査結果報告

| ・調査結果について、古河市長へ報告する。
| ・希望により被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添付できる。

再調査

↓ ・報告を受けた古河市長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、調査を行うことができる。

再調査報告

・古河市長が再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

① 重大事態(疑いを含む)の発生報告

重大事態（疑い含む）の発生報告については、「生命心身財産重大事態」と「不登校重大事態」では報告の時期が異なる。

・「生命心身財産重大事態」については、学校は事案を認知した場合、速やかに教育委員会に報告を行う。報告を受けた教育委員会は、学校に対し、指導・助言を行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家の派遣を行う。「重大な被害」であるか否かを学校のみで判断することなく、教育委員会に対して情報共有し、相談する。

・「不登校重大事態」については、欠席が 30 日に達する前から、教育委員会に相談をしつつ、生徒への聴き取りを始める。重大事態と判断した際には、判断した後 7 日以内に教育委員会を経由して地方公共団体の長に報告する。

（重大事態の発生についての報告の流れ）

学校 ⇒ 古河市教育委員会 ⇒ 古河市長

⇓

茨城県教育委員会

② 調査の主体及び組織

ア 調査の主体の判断

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断する。調査の主体は学校か学校の設置者であり、特に次の場合は設置者自らが調査を行う。

・従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合

・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

（調査の主体について）

生命心身財産重大事態・・・・・・・学校又は設置者
不登校重大事態・・・・・・・・・・原則学校が主体
自殺が起きたときの基本調査・・・・設置者の指導・支援のもと、学校が主体
自殺が起きたときの詳細調査・・・・特別の事情がない限り設置者が主体

イ 調査組織について

・設置者が主体（第三者により構成される組織）※附属機関は常設しておくことが望ましい。

・法第 14 条第 3 項の教育委員会に設置される附属機関（条例に基づく設置が必要）
・個々のいじめ事案について調査を行うための附属機関（条例に基づく設置が必要）
・法第 28 条第 1 項を根拠として、要綱等により設置した重大事態について調査を行う組織

・学校が主体

・既存の学校いじめ対策組織に第三者（弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するもの）を加えた組織
・学校が立ち上げた第三者による調査組織

※公平性・中立性を確保することが大切であり、調査目的、調査組織、調査期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について、被害生徒やその保護者等に進捗状況も含め、適切な情報提供をしていく必要がある。

（参考）

◆外部専門家が参画した調査組織（第三者により構成される組織）◆
・調査組織の構成については職能団体（弁護士会・臨床心理士会・医師会等）や学会等からの推薦により公平・中立を確保するように努める。

いじめに関する事実調査は、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことが求められる。事案によっては、上記のような外部専門家（いわゆる第三者委員会）による組織が調査を行う必要がある。

第三者委員会による調査は、学校において調査した結果を踏まえ、第三者の視点から更に詳細に調査すべき内容についての関係者への聴き取りや資料の分析などを行う。

③　調査について

学校でいじめが発生した場合、学校いじめ対策組織において、被害生徒への聴き取りや、アンケートの実施などにより、事実関係を明らかにし、当該事案への対応及び再発防止策の策定を行う。いじめの重大事態への対応でも同様のことが求められるが、特に重大事態への対応では、より詳細かつ慎重な対応が求められる。

ア　調査の趣旨

いじめの重大事態が発生した場合（発生の疑いを含む。）、学校及び学校の設置者である教育委員会は速やかに事実関係を明確にするため、また、同種の事態の再発防止につなげるために調査を行う。

イ　調査の主体

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

ただし、学校では、第三者委員会による調査が行われる場合でも、速やかに次のウの内容を調査しておく。

ウ　調査の内容

いつ、どこで、誰が、どのような行為を、誰に対して行ったか、その際の職員の対応等。

※生徒・保護者、教職員等からの聴取等に基づき調査する。

エ　調査の方法・対象

事案によって、誰を対象とするのか、どのような方法で実施するのかについて十分に検討し、組織的に調査を行う。

調査方法・・①聴き取り、②アンケート、③各種記録 等

調査対象・・①いじめの被害者・加害者、②他の児童生徒、③保護者、④教職員 等

オ　調査の留意点

・いじめとの因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を明らかにする。
・学校運営上の問題等についても事実にしっかりと向き合う姿勢で調査を実施する。
・被害生徒・保護者の心情に寄り添い、調査に対する意向を十分に汲み取りながら調査を実施する。
・アンケートを実施する際は、そのアンケートが被害児童生徒・保護者に提供される場合があることについて調査の対象者や保護者に理解を得る。

カ　関係資料の保存について

・調査の記録及び資料等に関しては、その整理保管を確実に行うよう留意する。
・アンケートの原本等の一次資料・・・・・・・最低でも当該児童生徒が卒業するまで保存
・アンケートや聴取記録等の二次資料及び調査報告書・・・・・・・・・・・・・・５年保存

※学校の設置者と学校で協議し、具体的に各関係資料の保存期間を設定する。また、記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上行う。

④　調査結果等の説明

いじめの重大事態の調査を行った場合、その結果等を当該調査に係る被害生徒及び保護者に対して適切に提供する。

・詳細な調査を実施していない段階で、「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならないこと ・被害生徒・保護者の心情を害する言動は厳に慎むこと ・被害生徒・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築すること

（具体的な説明事項・時期）

【調査実施前】

① 調査目的・目標

② 調査主体（組織の構成、人選）

③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

④ 調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）

⑤ 調査対象（聴き取り等をする生徒・教職員の範囲）

⑥ 調査方法(アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順)

⑦ 調査結果の提供方針（被害者側、加害者側に対する提供等）

※加害児童生徒及びその保護者に対しても説明を行うこと。

【調査中】

① 調査の進捗等の経過報告

【調査結果の報告】

① 各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、情報提供及び説明を適切に実施

② 事前に説明した方針に沿って、被害生徒・保護者に調査結果を説明

③ 加害者側への情報提供に係る方針について、被害生徒・保護者に改めて確認後、加害者側に対する情報提供の実施

【所見の提出に関する説明】

地方公共団体の長に調査結果を報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができることを説明

⑤　調査結果の報告

ア　調査と報告書について

生命心身財産重大事態調査・・・「生命心身財産重大事態調査（詳細調査）報告書」

不登校重大事態調査・・・・・・「不登校重大事態調査報告書」

自殺が起きたときの基本調査・・「基本調査報告書」

自殺が起きたときの詳細調査・・「生命心身財産重大事態調査（詳細調査）報告書」

イ　調査報告の流れについて

① 調査組織 ⇒ ② 設置者 ⇒ ③ 被害生徒及び保護者への情報提供・説明

⇒ ④ 地方公共団体の長 ⇒ ⑤ 公表

※　基本調査の報告の流れ

① 学校 ⇒ ② 設置者　　※背景にいじめが疑われる場合 ⇒ ③ 地方公共団体の長

⑥　調査結果の公表

調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害生徒・保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。

公表に際しては、被害生徒・保護者に対し、公表の方針について説明し、公表の仕方及び公表内容を被害生徒・保護者と確認する。

⑦　再調査について

法第 30 条 ２　前項の規定［第 30 条第 1 項］による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果ついて調査を行うことができる。

学校又は設置者の調査結果及び再発防止策の報告を受けた首長が、更なる調査等が必要と認めたときは、古河市の附属機関により、再調査をする。

（再調査を行う必要があると考えられる場合）

①　調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合

②　事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合

③　学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合

④　調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

※　だだし、上記①～④の場合に、学校の設置者又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行う。

⑧　関係機関との連携

重大事態、特に生命心身財産重大事態の事案については、犯罪行為として取り扱われるべき事案も想定され、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

いじめ事案への対応については、重大事態であるか否かにかかわらず、その解消に向けては、警察や児童相談所等の関係機関や、臨床心理士や弁護士などの専門家との連携が重要。

⑨　自殺又は自殺が疑われる死亡事案への対応

ア　初期対応

生徒の死亡事案が発生した場合には、速やかな事実確認と遺族への丁寧な関わりと教育委員会への報告を、役割分担をしながら、同時に冷静に初期対応を行う。

速やかな事実確認	遺族への丁寧な関わり
教育委員会への発生報告	事案対応への役割分担

また、スクールカウンセラーによる学校緊急支援を教育委員会と相談の上、早急に県教育委員会に連絡する。

原因がいじめによるものか否かに関わらず、生徒の自殺については、背景調査指針に則って、以下の調査を行う。

イ　基本調査の実施

死亡事案において、認知できた情報をもとに、自殺又は自殺が疑われる場合については、基本調査（情報収集と整理）を実施する。遺族との関わりは、事案発生（認知）直後から無理に状況確認をするのではなく、遺族の心情に配慮し、今後の接触を可能とするような関係性を構築するよう努める。

基本調査の過程において、背景にいじめが疑われる場合には、重大事態として扱い、調査を実施する。

ウ　外部への説明について

自殺事案において、その事実を他の生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族からの了解をとる。

遺族が自殺であると伝えることを了解されない場合、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行う。

保護者会、記者会見など外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に遺族に伝える。その際、配付資料等、文書として外部に出す場合には、事前に文案の了解をとる。

エ　詳細調査(設置者が判断)

・学校生活に関係する要素（いじめ、体罰、学業、友人等）が背景に疑われる場合 ・遺族の要望がある場合 ・その他必要な場合

調査の目的 ・今後の自殺防止に活かすため ・遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため ・生徒供と保護者（遺族以外）の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため

平成２６年４月１日　策定
平成３１年３月１日　一部修正
令和　２年４月１日　一部修正
令和　４年４月１日　一部修正
令和　５年８月　　改定
令和　７年９月　　改定

※いじめ問題に関する茨城県の相談機関

○子どもホットライン（いじめ、不登校、友人関係、性の問題、大人社会への不満など）
相談方法：電話、FAX、メール　　対象：子ども専用
連絡先：電話 029-221-8181　FAX 029-302-2166　E-mail：kodomo@edu.pref.ibaraki.jp
受付時間：毎日 24 時間

○いじめ・体罰解消サポートセンター（いじめなど、学校生活における様々な悩み）
相談方法：メール、電子掲示板、電話、来所　対象：児童生徒・保護者等
連絡先：各地区のサポートセンターへ
受付時間：メール・電子掲示板への書き込み　毎日 24 時間
電話/来所相談：月～金 9:00 ～ 17:00

○いばらき子ども SNS 相談（いじめなど、学校生活における様々な悩み）
相談方法：LINE　　対象：県内中高生　　受付時間：毎日 18:00 ～ 22:00